

## ～保健室から～

- (1) 就学時健康診断で専門医による診断の確認依頼のあったお子様は、入学前に治療や検査することをおすすめします。

むし歯、視力、聴力 等

- (2) お子様为学校生活で困らないように、入学までに身につけていただきたいこと

- ① 一人で洋服を着たり脱いだりすることができる。
- ② 脱いだ洋服をたたんだりしまったりできる。
- ③ 朝、歯を磨く、顔を洗う、髪をとかすなどの習慣が身についている。
- ④ 朝、排便の習慣が身についている。
- ⑤ トイレが正しく使える。(和式)
- ⑥ 手洗い、うがいの習慣が身についている。

- (3) 保護者の方にしていただきたいこと

- ① 睡眠を十分とらせる。
- ② 朝食を必ずとらせる。
- ③ 登校前の健康観察をする。(顔色、食欲、便通 等)
- ④ 緊急連絡先が変更となった場合は必ず連絡をする。

- (4) 学校伝染病について(医師の指示のもと出席停止となります。)

※登校する際に「治癒証明書」または「登校届」が必要になります。

- ① インフルエンザ ②百日咳 ③麻疹(はしか) ④流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
- ⑤ 風疹(三日はしか) ⑥水痘(水ぼうそう) ⑦咽頭結膜熱(プール熱) ⑧結核
- ⑨腸管出血性大腸菌感染症 ⑩流行性角結膜炎 ⑪急性出血性結膜炎 ⑫髄膜炎菌性髄膜炎
- ⑬その他の伝染病【溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、感染性膿痂疹 帯状疱疹、突発性発疹 等】

※新型コロナウイルス感染症については保健所の指示のもと出席停止となります。登校再開の場合にも保健所の指示に基づき対応します。

- (5) 日本スポーツ振興センター(災害給付制度)について

入学後、全員に日本スポーツ振興センターに加入をお願いしています。万が一、学校の管理下で災害にあった場合、治療費や見舞金の一部が支給されます。

- (6) その他

学校では持参した薬を飲ませたり、点眼薬をうったりすることはしません。お子さんが自分でできるようにご家庭で練習をしたり、難しい場合には学校で服薬する必要がないように処方を変えていただく等ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、学校でお預かりできる薬品はてんかんの痙攣止めとアレルギーによるアナフィラキシー補助治療薬のエピペンのみとなっております。その場合にも、主治医の先生とご相談させていただくことがありますので、入学前に必ずご相談ください。